

原発事故被害に関する緊急提言

《最重点要望》

自由民主党 政務調査会
原発事故被害に関する特命委員会

I. 一時帰宅の許可

着の身着のまま避難してきた住民は一時帰宅を切望している。国の関与の下、安全に万全を期した上で、短時間の一時帰宅を認める。

II. 生活資金の支給

取るものも取り敢えず避難しており、かつ失業等により今後の収入の見込みの無い方々ばかりで避難所生活者が増えている。生活基盤を失った方々へ、当面の生活資金を確保するとともに、長期間の避難生活等が予想される観点から、一定の生活費の支給等、財政支援に万全を期す。そのために従来の災害救助法や原子力災害対策措置法では対応しきれないのは明白であり、法整備が至上命題である。

III. 補償と行政サービスのあり方

同一市町村内の避難圏(10 km、20 km～30 km、30 km超)によって補償や行政サービスに差が生じないよう国の責任による支援と必要な法整備

IV. 必要な特別立法の検討

現行制度で対応できない対策を実行可能とする特別措置(特別立法等)によって、一刻も早く避難者の生活の安定を図る。

原発事故被害に関する緊急提言

平成 23 年 4 月 6 日
自由民主党 政務調査会
原発事故被害に関する
特命委員会

○はじめに

3 月 11 日（金）に発生した東日本大震災は、東北地方の太平洋沿岸部を中心に、わが国全体に甚大な被害をもたらした。特に、東京電力福島第 1 原子力発電所、第 2 原子力発電所で発生した事故は、わが国エネルギー政策の根幹を揺るがすだけでなく、国民生活、産業全般への影響も計り知れず、過去類を見ない甚大なものであると言わざるを得ない。

特に、原子炉建屋内の燃料棒冷却システムの停止による放射性物質を含む水蒸気等の発生は、大気、土壌、海水における基準値超の放射性物質の検知だけでなく、それに伴う農作物の出荷停止と摂食制限、水道水の乳幼児飲料制限等、国民生活全体に大きな被害を与えている。さらに、消費者の不安心理に基づいた風評被害によって苦しめられる生産者や混乱させられる消費者も散見できる。

一方、原子力発電所の停止によって東京電力管内の電力の供給不足が発生し、計画停電が実施されているが、工場や店舗等の稼働に影響を与え、今後のわが国経済活動への影響、特に今夏の電力需要への対応等、難題は山積である。

そこで、わが党は政務調査会の下に、「原発事故被害に関する特命委員会」（委員長：額賀福志郎衆議院議員）を設置し、直ちに関係省庁から対策の現状を聴取するとともに、原発立地・隣接市町村に赴き、直接、市長村長等、関係者から政策要望を伺い、以下の緊急提言を取りまとめた。

特に留意することは、今回の事故は、「国策」として進めてきた原子力政策に多大なる協力を頂いた関係市町村にとって不測の事態であった一方、「地震」「津波」「原発事故」「風評被害」と四重苦を強いられている現実がある。

さらに、事故発生時から今日に至るまでの政府や事業者の対応は地元関係者にとって、国策への貢献に対する「裏切り」そのものであり、彼らの苛立ちは今まさに頂点に達しようとしている。対策は待ったなしであることを痛感しなければならない。

政府におかれては、こうした事態の深刻さを再認識して頂くとともに、我々の提言した政策を直ちに実行し、事態のさらなる悪化を食い止めるとともに、住民の生活の安定に十分対応すべきである。

○対策の基本原則

- (1) 原発からの放射性物質の発生を抑え、「安全・安心」を早急に確保すべく「やれること」を全て実行していくこと。
- (2) 避難を余儀なくされている住民への、自宅等への「一時帰宅」や「生活資金・住居の確保」を第一とした「民心の安定」に全力を尽くすこと。また、将来展望が切り拓ける「雇用」等、「生活の安定」に万全を期すこと。
- (3) 農林水産業や中小企業の経営者等、原発事故によって操業が困難になっている者に対する早期の被害の特定と損害補償に目処をつけること。
- (4) 関係地方自治体が必要な住民サービスを緊急かつ適切に実施できるよう、財政支援を含めた、その環境を早急に整備すること。
- (5) 上下水道など生活基盤インフラの早期復旧に全力を尽くすこと。
- (6) 適切な情報発信による風評被害の防止と対策に全力であたること。
- (7) 計画停電について、今後の社会経済活動のあり方を考慮し、その影響を最小限に食い止める方策を電力事業者とともに検討すること。
- (8) 政府は、これまでの対応について不十分であった点は認め、今後、同様な対応とならないよう、反省し、検証していくこと。

○具体的対策

(1) 住民の「安全・安心」の確保（早期の事態収拾）

- ・国の責任による諸外国の技術等、あらゆる手段を行使しての早期の事態収拾
- ・海水汚染への対応
- ・第2原発の状況を考慮しての10km避難圏の解除
- ・発生廃棄物（放射能汚染廃棄物）の広域処理

(2) 避難者への対応

〈緊急措置〉

- ・国の実施の下の一時的帰宅の許可（見通しも含む）、それを可能とする施設整備（除染設備を設置した専用ゲートの創設等）
- ・避難対象地域における警備強化
- ・食料・水等の救援物資の継続的支援
- ・当座の生活資金の確保（市町村独自の対応には限界、社会福祉協議会による対応は始まるがこちらも限界）

- ・避難所生活による疲労がピーク、プライバシー等が確保できる「居住環境」の整備
(資金支援と仮設住宅の設置、近隣の旅館・ホテル・賃貸物件の確保)
- ・自助努力者への対応(現状の把握と行政サービスの平等な提供)
- ・県外避難者への配慮(現状の把握と県内避難者との情報共有、行政配慮)
- ・避難者の「休業」が解雇条件等、雇用の不利な条件にならないよう配慮
- ・「教育」の早期再開(転校への配慮、必要経費(学費・通学費等)支援も含む)
- ・医療体制の確保
- ・制限区域内の「行方不明者」の搜索
- ・ご遺体の尊厳を守る対応に配慮

〈中・長期措置〉

- ・仮住居後(3カ月後)の生活の展望が拓ける「雇用」「生活費確保」の目処
- ・早期の損害賠償額等の特定と補償の実施
- ・同一市町村内の避難圏(10km、20km～30km、30km超)によって補償や行政サービスに差が生じないよう国の責任による支援と必要な法整備
- ・人口流出を防止し、地域が「存続」できる定住策(雇用・産業復興)の策定
- ・雇用調整助成金の特例措置の拡大
- ・復旧・復興事業における地元住民の積極的採用
- ・雇用保険受給無資格者への対応(「住宅手当」「総合支援資金貸付」「訓練・生活支援給付」)
- ・高齢者や障害者等、社会的弱者の生活支援

(3) 被災産業等への対応(損害補償)

- ・損害補償体制の早期確立

〈農林水産関係〉

- ・水・土壌汚染の早期解消と作付・生産を行うかどうかの見通しの明確化(水田、葉タバコ、畜産等)
- ・風評被害に拠る農産物価格下落に対する十分な補償、その際、エリアを限定せず、誠意をもって対応すべき(ex.トマト、いちご、しいたけ、なめこ、木材など)
- ・将来展望が見通せる原発被害に対する補償指針の早期確定と実施
- ・生産者だけでなく、加工・流通に従事する者に対しても補償
- ・損害の算定において、収穫前後の農作物だけでなく、将来の逸失利益や放射能が検出された農地や農業施設、機械の経費等も算入
- ・環境への影響に配慮した死亡家畜処分の特例措置創設
- ・水産業については、まずは被害状況の把握に努め、海洋汚染等への被害を防止する。他産業、他の被災地と比べて補償の点で不利にならないよう配慮

〈中小企業関係〉

- ・返済猶予（1か月）後の目処、「継続」「廃業」の目処が立てられるよう、「資金繰り対策」「早期補償」など救済システムの早期構築、補償実施まで長期に及ぶことが予測されることから、その間の資金の確保
- ・事業主に対する運営資金の援助
- ・事業用資産の修繕に係る直接的助成措置
- ・住民の生活基盤としての商店街の復興に向けた支援

〈その他〉

- ・復旧復興における地元企業への積極的発注
- ・観光業への対応
- ・地域的に原発従事者が多い観点から、今後の政策（廃炉等）の影響を受けない雇用の確保

（４）関係地方自治体への緊急的支援（財政支援等）

- ・災害復旧経費に係る交付金制度の創設（省庁横断・自由裁量的）
- ・的確な住民サービス提供に資する役場機能の早期回復支援
- ・避難者受け入れ自治体に対する財政支援
- ・避難者に対する市町村民税減免に対する補てん
- ・税の納期変更に伴う委託料等の経費支援
- ・災害廃棄物処分費用の支援
- ・公共施設復旧にかかる支援
- ・事務作業の簡略化への配慮
- ・電源3法交付金の活用
- ・「身の丈」にあった街づくり支援（人口流出防止、安全安心な街づくりの観点）

（５）インフラの早期復旧

- ・上下水道等、生活インフラの早期復旧（ダム・下水道処理施設等の復旧）
- ・将来の電力需要を見越した火力発電所の早期復旧
- ・NTT 基地局の早期復旧
- ・港（小名浜港等）の早期復旧

（６）風評被害対策（的確な情報発信のあり方）

- ・放射能測定地点の増設と広域化、農水産物及び土壌の安全基準の明確化と正確な情報提供

- ・国の責任による「安全保証」の徹底
- ・「日本製」を多く輸入している諸外国への的確な説明
- ・食料等、生活物資パニック回避への対応

(7) 計画停電のあり方

- ・工場等への電力供給体制
- ・鉄道等、交通機関への対応
- ・国民生活全般
- ・国民運動としての「節電」

(8) 今回の事故で浮き彫りとなった新たな課題

- ・「自主避難」に関する政府からの指示、情報提供が皆無（町村長独自の判断）
- ・「避難道路」未整備による避難時の混乱
- ・「オフサイトセンター」の機能不全と無意味であった「避難訓練」
- ・災害発生時における郵便局の機能不全
- ・現行制度で対応できない対策を実行可能とする特別措置（特別立法等）によって、一刻も早く避難者の生活の安定を図る。